

全ト協発第 97 号(環)

令和 5 年 5 月 17 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



トラックにおける安全確保の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において車両故障のため路肩に停車していた、乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスへ大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという、誠に痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省自動車局長から別添のとおり通達が発出されました。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、生命・身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要であることから、運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施するよう要請されております。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底を図っていただけるよう、お願い申し上げます。

なお、別紙のとおり5月11日(木)から同月20日(土)までの間、令和5年春の全国交通安全運動が展開されておりますが、引き続きより積極的な交通事故防止に取り組んでいただくよう、併せて周知をお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

トラックにおける安全確保の徹底について

5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（5月17日（水）9時現在）。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

- （1）確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
- （2）乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
- （3）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル トラック事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

令和５年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和５年３月１０日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和５年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、５月１１日（木）から同月２０日（土）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「こどもを始めとする歩行者の安全の確保」、「横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上」、「自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

— 記 —

１．安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の４割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（１）「飲酒運転の根絶」、（２）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

（１）飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るため、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者等と連携した取り組み強化を図る。

（２）追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では約６割を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第１当事者となる死亡・重傷事故の４割強を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

＜重点推進項目＞

（３）子供を始めとする歩行者の交通事故防止

子供を始めとする歩行者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

（４）夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

（５）携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

（６）高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り１時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

（７）トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

（８）健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

（９）過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

（１０）「ＷＥＢ版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「ＷＥＢ版ヒヤリハット集」等を活用したＫＹＴを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう

徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考 「事業用自動車安全通信」 登録用 URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

4. 広報活動の推進

(1) 全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。

(2) 各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。

(3) 各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、地域の実情に応じた運動を展開する。

以 上